

農林水産省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行																																													
<p>(集中管理の推進)</p> <p>第16条 <u>農林水産省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u></p> <p>別表第1 (<u>第9条、第12条及び</u>第13条関係)</p> <p>行政文書の保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>業務の区分</th> <th colspan="2">当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)</th> <th>保存期間</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">法令の制定又は改廃及びその経緯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">法律の制定又は改廃及びその経緯</td> <td rowspan="2">(1)立案の検討</td> <td>① (略)</td> <td rowspan="2">30年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 </td> </tr> </tbody> </table>						事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯						1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	<p>(集中管理の推進)</p> <p>第16条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、農林水産省における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u></p> <p>別表第1 (第13条関係)</p> <p>行政文書の保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>業務の区分</th> <th colspan="2">当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)</th> <th>保存期間</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">法令の制定又は改廃及びその経緯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">法律の制定又は改廃及びその経緯</td> <td rowspan="2">(1)立案の検討</td> <td>① (略)</td> <td rowspan="2">30年</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 </td> </tr> </tbody> </table>						事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間	具体例	法令の制定又は改廃及びその経緯						1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間	具体例																																														
法令の制定又は改廃及びその経緯																																																			
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)																																														
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 																																														
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間	具体例																																														
法令の制定又は改廃及びその経緯																																																			
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)																																														
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 																																														

			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		(略)			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		(略)	
			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		(略)			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		(略)	
			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	
4	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
		(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)	(略)	

			③ (略)		(略)			③ (略)		(略)	
		(2)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 			(2)意見公募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)	<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由 	
		(3)制定又は改廃	省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項ホ)		<ul style="list-style-type: none"> ・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文 			(3)制定又は改廃	内閣府令 、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書(一の項ホ)	<ul style="list-style-type: none"> ・府令案・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文 	
		(4)・(5)	(略)		(略)			(4)・(5)	(略)	(略)	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3)	(略)	30年	(略)			(1)~(3)	(略)	30年	(略)
		(4)基本方針、基	① (略)		(略)			(4)基本方針、基	① (略)		(略)
			②立案の検討		・開催経緯				②立案の検討		・開催経緯

		本計画 又は白 書その 他の閣 議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から 4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲	に関する審 議会等文書 (五の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言			本計画 又は白 書その 他の閣 議に付 された 案件に 関する 立案の 検討及 び閣議 の求め その他 の重要 な経緯 (1の 項から 4の項 まで及 び5の 項(1)か ら(3)ま でに掲	に関する審 議会等文書 (五の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			③～⑤ (略)		(略)				③～⑤ (略)		(略)

		げるものを除く。)						げるものを除く。)					
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）及び会議（ <u>國務大臣を構成員とする会議に限る。</u> ）の議事が記録された文書	10年	（略） ・配付資料 ・議事の記録			6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口）	10年	（略） ・配付資料
			⑤（略）		（略）						⑤（略）		（略）
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要	①・②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項	10年	（略） ・配付資料 ・議事の記録			7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要	①・②（略） ③省議に検討のための資料として提出された文書（七の項	10年	（略） ・配付資料

	じ。)の決定又は了解及びその経緯	な経緯	ロ) <u>及び省議</u> <u>(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書</u>																		
			④ (略)																		
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯											複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯										
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録	10年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料																
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録	10年	(略) ・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料																

			された文書 (八の項口)		
			⑤ (略)		(略)
9	他の行政 機関に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設 定に關す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	① (略) ②立案の検討 に關する審 議会等文書 (九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 (略)
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設 定に關す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	① (略) ②立案の検討 に關する審 議会等文書 (九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 (略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					

			された文書 (八の項口)		
			⑤ (略)		(略)
9	他の行政 機関に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設 定に關す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	① (略) ②立案の検討 に關する審 議会等文書 (九の項イ) ③~⑤ (略)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 (略)
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設 定に關す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	① (略) ②立案の検討 に關する審 議会等文書 (九の項イ) ③~⑤ (略)		(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報 告、建議、提言 (略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					

11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
		(2)~(4) (略)	②~⑤ (略)		(略)				(略)	(2)~(4) (略)		②~⑤ (略)	

		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ②審議会等文書(十四の項口) ③・④ (略)	判決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略) ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)			(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略) ②審議会等文書(十四の項口) ③・④ (略)	判決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略) ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②～⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)	12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②～⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)

		針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯				
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)	・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			②審議会等文書(十四の項目)		(略)		(略)		③・④ (略)		(略)	
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)	
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項						

13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項						その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②~⑤ (略)		(略)				②~⑤ (略)		(略)
			(2) (略)		(略)				(略)		(略)
15・16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	15・16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による	① (略)	10年	(略)	17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による	① (略)	10年	(略)
			②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・意見				②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・意見

		中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書 (二十四の項口)				中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書 (二十四の項口)			
			③・④ (略)		(略)			③・④ (略)		(略)	
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	(略)	
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・ 議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言		行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	

		第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)		(略)			第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	②～⑥ (略)		(略)
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれ	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれ	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

		係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨ (略)	か長い期間	(略)			係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨ (略)	か長い期間	(略)	
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略) (2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略) (2)審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	審議会等文書(二十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	
23	国際会議、国際協力・国	国際会議に関する重要な経	①国際機関に関する会議又は農林水	30年	・発言要領 ・議事の記録 ・合意文書			国際会議、国際協力・国	国際会議に関する重要な経	①国際機関に関する会議又は農林水	30年	・発言要領 ・議事概要・議事録 ・合意文書

	際交流に関する事項	緯	産大臣等が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの				際交流に関する事項	緯	産大臣等が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われたものに関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの		
			②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言要領 ・ <u>議事の記録</u> ・ 合意文書 				②重要な国際会議等（①に掲げるものを除く。）に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書のうち重要なもの	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言要領 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 合意文書
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)

24～ 26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則の規定による。					
三～五 (略)					

24～ 26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則の規定による。					
三～五 (略)					

別表第2（第19条関係）

- 1 (略)
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
(略)

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3	(略)	(略)
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(略)

別表第2（第19条関係）

- 1 (略)
- 2 具体的な移管・廃棄の判断指針
(略)

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
1～3	(略)	(略)
4	<u>内閣府令</u> 、省令 その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(略)

5 ~ 26	(略)	(略)	(略)	5 ~ 26	(略)	(略)	(略)
注 (略)				注 (略)			
(2) ~ (5) (略)				(2) ~ (5) (略)			